

通信教育部・通信制大学院 生成 AI 利用レベルについて

通信教育部長 / 総合福祉学研究科長

教授 三浦 剛

〔更新日：2026年3月1日〕

東北福祉大学通信教育部及び通信制大学院においては、社会人の在籍も多いことから、様々なフィールドで活躍している学生の学び舎となっております。特に、近年めざましい成長を遂げている AI ツールにあたっては、大学が提供する学び同様に常に進化をしております。各科目において AI ツールを活用するレベルをここに示すことにより、学生自身も常に進化することを期待します。

- ・[「東北福祉大学の生成 AI の利用ガイドライン」第 1 版（2025 年 7 月公開）](#)
- ・[「生成 AI を利用する際の出典記載方法ガイドライン」第 1 版（2025 年 7 月公開）](#)

上記ガイドラインに記載の内容を遵守したうえで、下記「生成 AI 利用レベル」に合わせ各科目の学修にあたってください。

生成 AI 利用レベル	当該科目の学修にあたり留意すること
A.完全に利用を認める	当該科目の学修にあたり次の目的等による生成 AI の利用を認める。 ・ AI ツールによる生成物を直接扱う課題や批判的に扱う課題へ利用すること ・ AI ツールの生成物が著作権上の問題を有している場合があることを理解し、適切に精査して利用すること ・ AI ツールに入力した情報が AI の学習に用いられる可能性があることを理解し、情報漏洩等に留意して利用すること
B.一部の利用を認める	当該科目の学修にあたり次の目的等による生成 AI の利用を認める。ただし、レポート等の課題解答に直接的に用いることは禁止する。 ・ レポート作成等におけるアイデア出しの一助として利用すること ・ 自らが情報を精査することを前提に学修補助ツールとして利用すること
C.利用を禁止する	当該科目の学修目的や課題の評価基準等を鑑み、次の理由により生成 AI を用いることを一切禁止する。 ・ 学位取得に係わる学生自身の学修成果物として評価することが困難であるため ・ 会場試験及び在宅試験の実施において、受験条件の統一を図り当該科目の評価基準を担保するため